⑨ 理容・美容サービス

ご希望により、理容・美容師の出張による理髪調髪サービスをご利用頂けます。

利用料金：実費

＜サービス利用料金（１日あたり）＞（契約書第６条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の負担割合や、要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

また、厚生労働省が定める告示等により、令和３年９月末日までは新型コロナウイルス感染症対応のため、特例適用の金額となります。

1.介護福祉施設サービス費基本部分（1 日につき）単位：単位数　　令和６年４月改定

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
通常	589	659	732	802	871

2.介護福祉施設サービス費加算部分　　単位：単位数　　令和８年６月改定

加算名	単位数	加算条件	備考
夜勤職員配置加算	13 単位／日	夜勤を行う職員の数が、基準を上回って配置している場合 夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること	入所定員 30～50 人
看護体制加算Ⅰ	6 単位／日	常勤の看護師を１名配置している場合	入所定員 30～50 人 Ⅱと重複算定可能
看護体制加算Ⅱ	13 単位／日	基準を上回る看護職員の配置をしており、看護職員と 24 時間の連絡体制を確保している場合	入所定員 30～50 人 Ⅰと重複算定可能
日常生活継続支援加算	36 単位／日	新規入所における重度者や認知症の方の割合が高く、介護福祉士の資格を保有する職員が、基準以上配置されている場合	サービス提供体制加算との重複算定は不可
個別機能訓練加算	12 単位／日	専従の機能訓練指導員を１名以上（入所者 100 人につき）配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画作成・実施していること。	
協力医療機関連携加算 1	50 単位／月	定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関との連携体制の構築をした場合	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数に 17.6%を乗じた単位数	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	

上記２の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。
（ご利用中に加算内容の変更をする場合があります。）